

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、以下のとおり告示する。
 なお、利用者等が引き取らない保管自転車は、同条第3項の規定に基づき返還期日をもって処分する。

令和7年6月23日

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊

1. 保管自転車台数 8 台
2. 返還場所 喜多町自転車駐車場内保管場所(所沢市喜多町2番12号)
3. 返還期限 令和7年8月7日 (告示期間終了後30日間)
4. 問い合わせ先 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140

No.	管理番号	撤去日	撤去場所	色	車種	車体番号	備 考
1	2006	6月2日	上安松376-13	黒	軽	SYA325500	愛知県 23-み-81691
2	1002	6月2日	東所沢駅第4自転車 駐 車 場	黒	軽	A18AA64263	
3	1008	6月5日	公園通り線自転車駐 車 場	シルバー	普	B7B15860	
4	758	6月11日	新所沢駅(西口)	空	ス	ASY1405728	
5	759	6月11日	新所沢駅(西口)	茶	電	08F3274	
6	2014	6月11日	宮本町2-22-15	緑	折	PAX22F0870	
7	420	6月17日	航空公園駅(東口)	エンジ	軽	F91232841	茨城県警D706850
8	1014	6月17日	狭山ヶ丘駅東口第1 自 転 車 駐 車 場	黒	普	F41009141	

※ 例: 普→普通車、軽→軽快車(普通車ギア付き)、折→折りたたみ、電→電動自転車、ス→スポーツ、子→子供用
 喜多町→喜多町自転車駐車場内保管場所、北野→北野自転車保管場所

所沢市告示 第330号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年6月23日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和7年6月20日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 11台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市教育委員会告示第10号

令和7年6月所沢市教育委員会会議（定例会）を次のとおり招集する。

令和7年6月23日

所沢市教育委員会
教育長 岩間 健一

記

- 1 日 時 令和7年6月30日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 市役所6階 604会議室
- 3 議 事
 - 請願第1号 教員の勤務形態の改善および作業療法士の学校常駐に関する請願
 - 請願第2号 所沢市内の不登校小中学生児の小中学校における環境改善について
 - 議案第6号 令和7年度所沢市学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第7号 所沢市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第8号 審査請求に対する裁決について
- 4 協 議 事 項
- 5 報 告 事 項
- 6 そ の 他